

9月になり過ごしやすい季節となりましたが、今度は台風の雨や風が心配デス。。。。

消費税UPの話がヒートアップしています!! これからは、掛け込みは止めて、消費税UPの対応勉強をしましょう

それは、『住宅控除の拡大』と『贈与の特例』の制度の勉強デス!!

「借りても良い金額」(「貸してくれる金額」ではないです)を知って、「家づくり」をスタートして下さい  
それには、まずは「資金計画」をし、「家を建ててからの生活」を知ることです!!

「家づくり」のスタートは、まず『無料・勉強会』からスタートして下さいネ!!

最新の長期固定住宅融資(「フラット35」)の最低金利情報(新潟県内・地銀の金融機関)

・『フラット35S』は、更に  
**0.3% 金利優遇!!**(当初5・10年間)  
H24年11月01日以降



H25/09月	2.090%
" 08月	2.140%
" 07月	2.220%
" 06月	2.180%

・またまた、金利Down デス!!  
低いデスヨ～!!

・これまでの最低金利:  
2013年04月金利: 1.950%



金利『1～10年目(Aタイプ): 0.3%』の金利優遇が適用されるかどうかの違い、  
判り易いので、例えば **3,000万円**の借入のケース  
総支払額で、何と～っ 『**90万円以上**』の差額  
になるんです～っ!!  
・35年、「長期固定金利型:フラット35S」の場合。H25年09月金利

・住宅ローン減税と贈与に関する特例

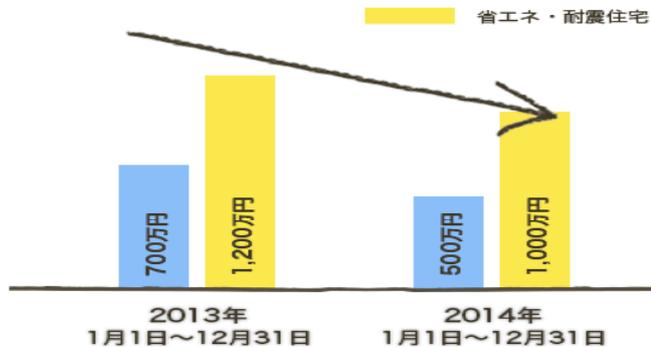
- .....『来年04月、消費税アップ後』なら、必ず有効デス～
- ・住宅のためのローンの残高に応じて、所得税もしくは住民税が控除される制度です。長期優良住宅であれば控除額が大きくなります
- ・これが判って、消費税前の駆け込みにも  
何の意味があるのでしょうか?

【控除額】



・住宅取得の為、贈与の非課税枠

【非課税枠】



・さあ～、チャンスです

- ・ご両親、お爺ちゃん、お婆ちゃんに相談してみてください  
借りるより有効デスヨ

適用条件の一部)

- ・来年の12月31日までに贈与を受ければ適用されますよ
- ・父母や祖父母などの直系尊属からの資金贈与であること

"融資の事前審査"が無料で参加できる、『無料・資金計画“勝ち組”勉強会』に御参加申し込みください。



『借りても良い金額』を知る。それが、『家づくり』の『勝ち組』への第一歩です!!

『家づくり/勝ち組』になるには、『家』を考えたら、まず初めに、

ジニアスの『無料・資金計画“勝ち組”勉強会』に、お申込み下さいね

<<<

お申込みは、下記 のHPから

>>>

お問い合わせは、アトリエ ジニアス建築設計事務所まで。

TEL.025-233-5611

〒950-2004 新潟県新潟市西区平島3丁目7-6 第2中山ビル3階

アトリエ ジニアス

http://www.a-genius.com/

検索

